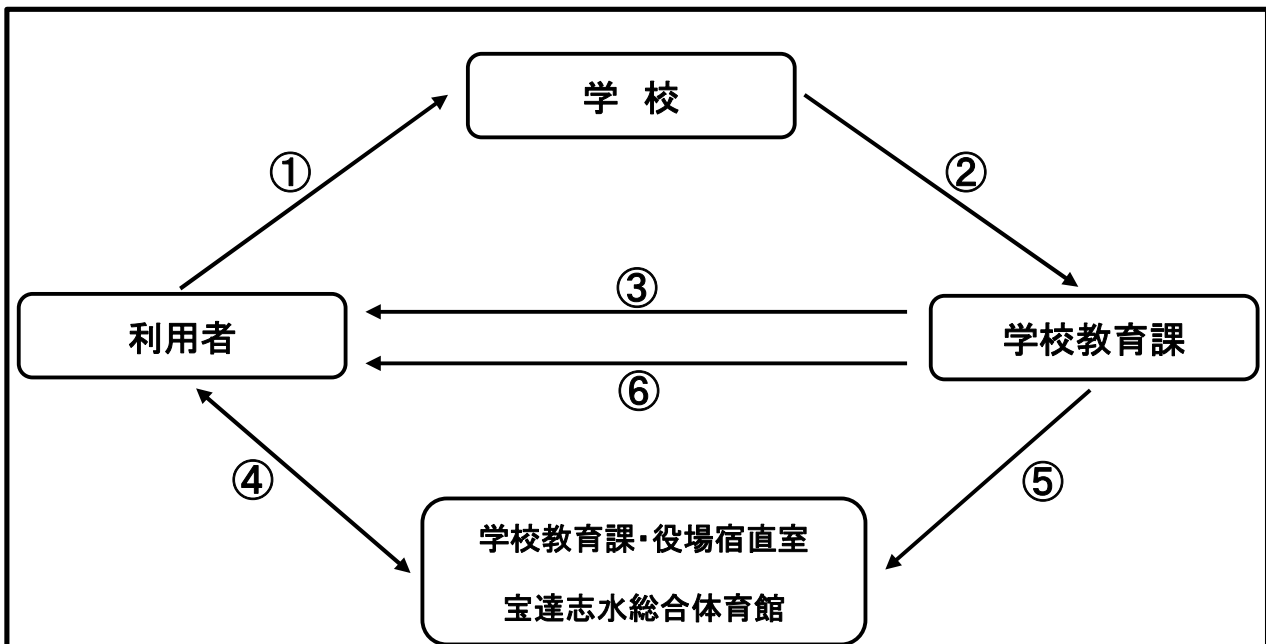


# 学校施設の利用の仕方について ～初めて施設を利用される方へ～



平成28年10月1日からの使用料徴収に伴い、鍵は貸出制となります。押水地区にある学校施設の鍵を宝達志水総合体育館、志雄地区にある学校施設の鍵を学校教育課または役場宿直室で管理します。利用方法は次のとおりです。



①宝達志水町公共施設利用登録シート(毎年1回)を学校教育課へ提出し、学校施設利用申請書を利用する学校へ提出します。

→宝達志水町公共施設利用登録シートにより使用料の減免等を決定するため、必ず毎年1回学校教育課へ提出願います。登録がなく、学校施設利用申請書を提出された場合、利用を許可しません。

②各学校で確認し校長の許可を得た後、学校から学校教育課に送られます。

③学校から受け取った申請書の内容を確認し、利用許可書を郵送します。使用料が発生する場合は、許可書内に記載しますのでご確認ください。

④施設利用当日、鍵を借用・返却する際に利用受付簿へ記入をお願いします。

⑤学校教育課で記入していただいた利用受付簿で、利用状況を確認します。

⑥利用状況を確認したうえで、使用料が発生する場合は代表者あてに納付書を郵送します。納付書に記載の金融機関で使用料の支払いをお願いします。1ヶ月の定期利用の場合は、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。

## 【 注 意 事 項 】

- 1 志雄地区にある学校施設の鍵は以下のとおり管理しています。  
平日17時15分以前 学校教育課  
平日の17時15分以降・土日祝 役場宿直室
- 2 押水地区にある学校施設の鍵は宝達志水総合体育館で管理しており、必ず開館時間内に鍵を返却してください。閉館時間は、以下のとおりです。  
平日土曜日 22時  
日曜日祝日 17時
- 3 各学校施設の鍵は2本ありますが、次の利用団体と利用が連続する場合でも必ず窓口で借用してください。手渡しで次の利用団体に又貸ししないでください。
- 4 利用許可申請書は、利用する日の10日前までに提出してください。学校を經由して申請書を確認した後に、許可書を発行いたしますので、余裕をもって申請するようお願いします。
- 5 申込みは各月1日より、その次の月の予約ができます。ただし、大会や行事等で利用する場合は、事前に予約ができます。  
(例)11月分の利用は10月1日より可能となります。
- 6 大会等により開放時間外に利用する場合は、事前に連絡をお願いします。
- 7 施設利用の申請後、利用しなくなった場合には必ず学校教育課まで連絡してください。連絡は文書として残るようFAXかメールでお願いします。

### ○ 連 絡 先 ○

宝達志水町教育委員会学校教育課

住所:〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1

TEL:0767-29-8300 FAX:0767-29-3108

Email:kyoiku@town.hodatsushimizu.lg.jp

## 【 Q & A 】

- Q1 学校施設利用申請書について、提出は1日につき1枚なのか。  
A1 同じ施設を複数日利用する場合は、1枚の申請書に1か月分をまとめて記入して提出してください。
- Q2 使用料について、1時間単位の料金となっているが、30分の利用になるとどうなるのか。また、同様に15分の場合はどうなるのか。  
A2 利用する時間に1時間未満の端数があるとき、又はその全時間が1時間未満であるときは、その端数時間又は全時間は1時間に切り上げます。
- Q3 施設を半面利用した場合、使用料は半額となるのか。  
A3 半額にはならず、全面を利用したものとします。